



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる40以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

ドイツ連邦カルテル庁、単独及び共同行為に関する指針を公表

[Germany Issues Antitrust Guidance on Multilateral and Unilateral Behavior](#)

ドイツ連邦カルテル庁は、2017年7月、セメント・生コンクリート市場に対する市場調査 (Sector Inquiry) の結果を発表しました。当該市場は、これら製品の供給者による寡占の市場であり、また透明性の高い市場であることから、従前から協調的行動が行われ、また行われる可能性が高い構造的特徴を有しています。そこで同庁は、共同入札、競争事業者の行動を予測できる市場情報システム、価格シグナリングなどの協調的行動を惹起する慣行、略奪的価格設定及び垂直的取引制限の濫用による投入物・顧客閉鎖等の反競争的行為に関する指針 (以下「本指針」) を公表しました。本指針は、セメント・生コンクリート市場に関する上記調査報告書に含まれているものですが、その他の市場にも関連するものと考えられます。本指針には従来の判例法とは異なる部分もあるため、各企業においてビジネス慣行を見直すことが強く推奨されます。

Anti trust

「ベター・ディール」法案により、米国の企業結合規制は見直されるか

["Better Deal" Legislative Proposal Would Overhaul U.S. Antitrust Merger Review](#)

米国議会の多くの民主党議員が、「ベター・ディール」法案により米国の現行独占禁止法を改正するよう提案しました (以下「本法案」)。本法案は、大企業を標的としたもので、現行の重要なガイドラインの改正や競争法の運用実務に重大な変更を必要とするものです。共和党政権が議会・ホワイトハウスの両方を支配している限りは、本法案が制定されることは困難と思われますが、一定の政治的影響はあると考えられます。

これまで米国競争当局は、企業結合による消費者利益への悪影響について、価格上昇の可能性に主眼を置いて検討してきました。また、企業結合の反競争的効果の立証責任は競争当局が負っていました。

本法案では、現行独占禁止法上の企業結合による「反競争的」な悪影響の範囲を拡大し、従業員の賃金低下や人員削減、消費者のデータプライバシーについても反競争的な悪影響に含まれるとしています。また、本法案によれば、一定規模の企業結合は反競争的効果があると推定され、企業結合当事者が企業結合による効率化、シナジーその他の競争促進効果が反競争的効果を上回ることを立証責任を負います。他方で、競争当局は、反競争効果の立証の負担は軽減されますが、企業

結合後も競争が保たれているかを検討し、反競争的条件を発見した場合、是正措置を取らなければなりません。

Anti trust

欧州司法裁判所、忠誠リポートについて当然には競争制限的ではないと判断

[Rewarding Loyalty: ECJ Holds that Loyalty Rebates Do Not Per Se Restrict Competition](#)

欧州司法裁判所は、インテルによる市場支配的地位の濫用を認定し10.6億ユーロの制裁金を課した2009年の欧州委員会決定を支持した普通裁判所の判決を破棄しました。インテルは、コンピュータメーカーに自社のx86系CPUを使用し、他のメーカーのCPUを使用しないよう求めた見返りに多額のリベートを支払っていました (以下「本件リポート」)。欧州委員会は、このインテルの行為に対し、市場支配的地位の濫用として当然違法であると判断し、また同時に「同等に効率的な競争事業者」テスト (As-Efficient-Competitor test) (以下「AECテスト」) を採用して、x86系CPU市場における競争を制限したと認定しました。2014年、普通裁判所は、この欧州委員会の決定を支持し、さらに本件リポートは、その性質上、当然に競争制限的であり、AECテストを適用する必要はないとしました。これに対し、欧州司法裁判所は、普通裁判所の判断を破棄し、本件リポートが、競争を制限したかどうかを再検討するよう普通裁判所に審理を差し戻しました (以下「本件判決」)。

本件判決は、欧州委員会が忠誠リポートについて競争制限的か否かを検討するに当たり、(1)市場支配的地位の程度、

(2)忠誠リポートの対象となる製品の市場シェア、(3)当該リポートの条件、期間及び額、並びに(4)他の同等に効率的な競争事業者を排除する目的の有無を判断しなければならないことを明らかにするとともに、市場支配的地位の濫用事例においては、リポートの供与がもたらす効率性も考慮しなければならないことを明確にしました。また、本件判決は、立証責任にも触れ、市場支配的地位を有する被疑事業者が当該リポートは同等に効率的な事業者を排除するものではないとの事実関係を提示した場合、欧州委員会はそれが競争制限的か否かについて分析する責任を負うとしました。

本件判決は、事実上、ホフマン・ロッシュ事件において採用された忠誠又は排他的リポートは当然に市場支配的地位の濫用に該当するとの判断を覆すものとなっています。この結果、欧州委員会や各国競争当局にとって、今後、忠誠リポートに関する法執行を行うことはより困難になると考えられます。

さらに、本件判決は、被疑事業者の防御権にも触れており、欧州委員会と事業者との非公式のインタビューであっても記録化し、被疑事業者の防御権を保障しなければならないとしました。

また、本件判決は、欧州委員会が当該案件について管轄権を有するか否かを判断するにあたり、Qualified Effects Test (immediate, substantial and foreseeable effect in the EU: EU市場に直接的、実質的、かつ予見可能な競争に関する影響を及ぼすか否かを判断して管轄権を認定) を適用することが適切であるとの判断をしました。



## BR&amp;R

## 国際倒産の Protokolにおける事案に応じた条項の在り方

[Courts, Cooperation, and More: Incorporating Case-Specific Provisions in Insolvency Protocols](#)

先行するコメンタリー"["国際倒産におけるProtokolの検証"](#)で紹介した通り、国際倒産においては、裁判所が承認するProtokolが各国の倒産手続の主権者や裁判所との連絡を促進し、一般的な手続を標準化することなどの面で重要な役割を果たしています。Protokolには、概ねどの事案にも共通する定型的な条項もありますが、他方で個々の事案の特徴に応じて柔軟に規定される条項も少なくありません。2000年以降の事例を対象とする調査によると、事例ごとに柔軟な規定が設けられる条項の典型例として、以下のものが挙げられています。

①情報の共有のガイドライン：複数国の倒産手続の主権者間で共有されるべき情報の範囲などについて定めるものです。例えば、Soundview Elite Ltd.の倒産手続では、米国の倒産手続の管財人とケイマン諸島の倒産手続の主権者との間で、債務者に関する情報の入手、管理及び共有についてのガイドラインが設けられました。

②債権の調整：いずれの倒産手続の主権者が債権の回収、譲渡、和解又は放棄などを行うかについて定めるものです。例えば、Lancelot Investors Fund, L.P.の倒産手続では、米国の倒産手続の管財人がいずれの国でも、債務者の有する債権について行使又は調整を行うことが定められました。

③資産の管理：複数国に散在する債務者の資産を計画的に管理処分する方法について定めるものです。例えば、Manhattan Investment Fund Ltd.の倒産手続では、米国の倒産手続の管財人と英領ヴァージン諸島の倒産手続の主権者との間で、債務者の資産の管理などについて共同で計画を策定することや、定期的に電話会議を行って協議することが定められました。

④紛争の処理：複数国の倒産手続における紛争解決のルールについて定めるものです。例えば、前述のManhattan Investment Fund Ltd.の倒産手続では、各国の倒産手続の主権者間では、異議が述べられない限り裁判外の手続により紛争の解決が図られることが定められました。

## BR&amp;R

## オーストラリアの州上級裁判所が暫定的な会社整理協定の効力を肯定する判断を示す

[Australian Court of Appeal Approves Use of "Holding" Deed of Company Arrangement](#)

オーストラリアの倒産法制においては、経営難に陥った会社が倒産手続を開始する場合に、直ちに清算するほか、管理人(administrator)が選任されて暫定的に事業を継続する任意管理手続(voluntary administration)を選択することもできます。任意管理手続では、管理人は、会社の事業及び資産の調査を行った上で、債権者集会を開催して清算又は事業継続を提案し、主要債権者の同意を得て実行します。事業を継続する場合、管理人と主要債権者との間で会社整理協定(deed of company arrangement = DOCA)が締結され、これに基づいて債務の減免や支払猶予、資産の換価などが行われます。

管理人には、その調査及び方針の決定を行うために一定期間が与えられますが、さらに時間が必要である場合には、裁判所の許可を得て当該期間を延長するか、主要債権者との間で暫定的な会社整理協定(holding DOCA)を締結して事実上の猶予を得るかの選択肢があり、実務的には後者の方法が定着しています。

2016年7月に西オーストラリア州で開始されたMesa社の任意管理手続では、管理人がMesa社の主要債権者との間で暫定的な会社整理協定(以下「本件会社整理協定」といいます。)を締結したことに対して、直ちにMesa社を清算し資産の換価・配当を行うよう求める債権者のMighty River社が、本件会社整理協定の無効を主張して州裁判所に提訴しました。その根拠は、本件会社整理協定が①弁済原資となる資産を特定していない、②管理人が第二回債権者集会の招集時期を延長する許可を求めることができる規定を骨抜きにする、③事業継続の機会を最大化せず債権者への返済をもたらさない、というものでした。

西オーストラリア州の下級裁判所及び上訴を受けた上級裁判所は、いずれも、本件会社整理協定の効力を肯定しました。上級裁判所は、Mighty River社の主張する上記①～③の主張に対し、それぞれ、①本件会社整理協定は弁済原資となる資産がないと述べているので、資産を特定する要請に反しているわけではない、②調査をさらに行うなどのための時間を確保する方法は管理人の裁量に委ねられている、③本件会社整理協定は少なくとも、直ちに清算するよりも債権者により多く返済できる機会を提供するよう策定されているので、Mighty River社の主張には理由がない、と指摘しました。もともと、西オーストラリア州の上級裁判所の判決は、暫定的な会社整理協定が一般的に有効となるものではなく、一定の内容を満たしていなければならないことを示唆している点は、注意を要します。

## Corp.

## 欧州委員会がEU加盟国への投資について新たな審査制度を提案

[European Commission Proposes Screening Mechanism for Foreign Direct Investment into the European Union](#)

欧州委員会(European Commission)は、EU加盟国外から、加盟国へ向けた投資(以下「対内投資」という。)について、新たな審査制度案を公表しました。

今回の提案では、各EU加盟国の国内法に基づく独自の審査に加え、欧州委員会や他の加盟国が審査を行う可能性が規定されています。すなわち、各加盟国は、当該加盟国が審査を行う対内投資について、欧州委員会及び他の加盟国に通知する必要があります。当該通知に基づき、欧州委員会及び他の加盟国も当該対内投資について審査を行うことができます。当該審査に基づき、欧州委員会は法的拘束力のない意見を示すことができ、他の加盟国も同様に、懸念や意見を示すことが可能となります。

また、欧州委員会は加盟国の安全保障や公序に影響を与え得る対内投資については、別途、対象加盟国に対し、意見を示



GLOBAL LEGAL  
UPDATE

することができます。各加盟国は当該意見に十分配慮する必要があり、もし従わない場合には、説明が求められます。

## Finance

英国当局、インシヤル・コイン・オフアリングに関する証券法制の適用範囲を検討するとともに、そのリスクについて警告

[UK Regulator Examines Scope of Securities Laws, Warns of Initial Coin Offering Risks](#)

ニュー・テクノロジー・ベンチャー企業による資金調達手段として、世界的にインシヤル・コイン（又はデジタル・トークン）・オフアリング（以下「ICO」）が増加する中、今年に入り、各国の規制当局は様々な声明を公表しています。（詳細は、先行するコメンタリー「米国証券取引委員会、インシヤル・コイン・オフアリング（ICO）に関する調査報告書を公表」[SEC's Investigative Report Raises Difficult Questions for ICO Issuers](#)）及び「シンガポール当局、インシヤル・コイン・オフアリングへの規制適用に関する見解を表明」[Announcement Clarifies Regulatory Position on Digital Token Offerings in Singapore](#)）をご参照下さい。）

これに関し、近時、英国金融行為規制機構（FCA）も、ICOに関する声明を公表しました。当該声明においては、ICOに参加する消費者の潜在的リスクとともに、ICOが既存の規制枠組みの範囲内に含まれる場合に焦点が当てられています。

FCAは、多くのICOが、英国の現在の金融サービス規制の対象外であることを確認しました。しかしながら、ICOが有価証券のインシヤル・パブリック・オフアリング（IPO）若しくは私募と類比するものである場合、又はこれに類似した投資ストラクチャーが採用される場合、関与する企業は、規制される取引を実行していると判断され、又はFCAの認可が必要となる可能性があると考えられています。

また、FCAは、消費者に対し、ICOの潜在的リスクについて警告しています。当該リスクとは、①規制対象外の取引であること、②投資家保護が存在しないこと、③価格が変動しやすいこと、④詐欺の可能性があること、⑤書面が不十分であること及び⑥初期段階のプロジェクトであることです。

## General

米国における自動運転車両に関する初の連邦規制法の成立の盲点

[Blind Spots Remain as SELF DRIVE Act Passes House](#)

先行する記事（「[米国連邦議会における自動運転車両についての実用化の動き](#)」及び「[米国、自動運転車両に関する初の連邦規制法案が委員会を通過](#)」）で紹介した自動運転車両に関する初の連邦規制法（以下「本法」）が、2017年9月6日、米国連邦議会下院にて全会一致で可決されました。

当然のことながら、本法の成立によって、自動運転車両規制に関するあらゆる論点について明確な回答が得られたわけではなく、未だ多く論点が未解決のまま残されています。本レポートでは、以下のような問題を含み、本法の成立後においても解決されていない論点について解説しています。

①商業用自動運転車両：本法では、企業活動に大きな影響を及ぼすであろう商業用自動運転車両（乗員数10名以上の車両、トラックなど。）について、特に言及していません。

②テスト基準：本法はテスト基準の設定について、国家道路交通安全局（National Highway Traffic Safety Administration）に委託しているものの、最小限のガイダンスしか示していません。

③アドバイザー・カウンセラー：上記同様、本法はアドバイザー・カウンセラーに対し、委員会を設置し、事故関連情報を共有する枠組みやサイバーセキュリティの問題について対応することを求めているものの、最小限のガイダンスしか示していません。

④インフラストラクチャー：本法は、道路設計基準の変更や運転手が人間から機械に代わることに伴う物理的な変更など、インフラ関連の問題について特に言及していません。

## Privacy

中国サイバーセキュリティ法の施行

[Implementing China's Cybersecurity Law](#)

中国のサイバーセキュリティ法は、2017年6月1日に施行されました。このサイバーセキュリティ法は、中国においてサイバーセキュリティを規制する最初の包括的法律であり、対象企業が遵守すべき義務を詳細に定め、違反企業に対しては、重大な責任が課されます。

ジョーンズ・デイ・ホワイトペーパーでは、同法及び施行規則案（第一案）の内容、解釈及び適用範囲の不明確性、特に中国で事業を行う日本企業に重大な影響を及ぼすと予想されるデータローカリゼーション（データの中国国内保存）要件等について、同法施行前の5月に詳しく紹介しました。（英語版は[こちら](#)、日本語全文は[こちら](#)をご覧ください。）

施行後3ヶ月が経過した現在においても、予測されたいくつかの施行規則がまだ正式に発行されていないため、解釈上不明確な点が多く残っています。このような不明確な状況のもとでも、当局は、違反企業に対する法執行を開始しています。

かかる状況の中、現在までに発行された最終版又は検討案段階の施行規則やガイダンスに基づき、企業が今後予測されるコンプライアンス義務について遵守及び準備するために、現段階で踏むべきステップが判明してきています。各企業は、自社のビジネスプラクティスが法律及び規制の要件を遵守できるよう、この新しいサイバーセキュリティ法に注意を喚起し、今後正式に発行される施行規則の動向を継続して注視することが必要です。

その他、2017年9月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

## Antitrust

イタリアにおいて新たな企業結合届出基準が成立  
[New Merger Thresholds for Italian Transactions](#)



**Antitrust**

イタリア競争当局、競争法違反はないとしてカーレンタル事業者への調査を打ち切り

[No Traction: Authorities Drop Antitrust Investigation into Italy's Long-Term Car Rental Sector](#)

**Antitrust**

欧州司法裁判所、インテルの忠誠リベート事案について待望の判断

[Antitrust Alert: European Court Of Justice Publishes Long-Awaited Judgment In The Intel Case](#)

**Antitrust**

米国民主党、大型企業結合事案の審査をより困難とする独占禁止法改正案を提案

[Antitrust Bills Seek to Thwart Mega Mergers and Expand Antitrust Enforcement](#)

**BR&R**

オーストラリア、動産担保権の対抗要件について新たな判決

[Judicial Guidance about "Perfection by Possession" under Australia's Personal Property Securities Act](#)

**Corp.**

オーストラリア、メディア関連企業の持分取得規制を改正

[Changes to Australia's Media Ownership Regime Pave Way for Mergers and Acquisitions](#)

**Corp.**

イギリス政府、役員報酬や非公開大企業のガバナンスに関するコーポレート・ガバナンス・コード改正案を公表

[Proposed UK Corporate Governance Reforms Target Executive Pay Justification, Employee Engagement](#)

**Disputes**

オーストラリア裁判所、クラスアクションへの参加締切制度を導入

[Australian Appeal Court Endorses Class Action Closure Process but with Warnings](#)

**Finance**

米国、収益認識に関する新会計基準への移行のための経過措置が間もなく終了

[Ready for "New GAAP" Revenue Recognition? Last Call for Transition Disclosure](#)

**Finance**

ベルギー、大企業等の開示義務を財務情報以外の重要情報についても拡大

[Mandatory Disclosure: Belgium Requires Large Companies to Provide Certain Non-Financial Information](#)

**Finance**

香港当局、イニシャル・コイン・オファリングへの規制適用に関する見解を公表

[Announcement Clarifies Regulatory Position on Initial Coin Offerings in Hong Kong](#)

**Finance**

ブロック・チェーン技術にかかる各国の規制枠組み

[Blockchain for Business](#)

**General**

ハリケーンによる汚染被害に対し「バミューダ・フォーム」の保険を利用する方法

[Not for Bermuda Only—"Bermuda Form" Pollution Insurance for Hurricanes Harvey and Irma](#)

**General**

オーストラリア、鉱坑採掘による地盤沈下について、鉱坑所有者の責任を厳格化

[New South Wales Introduces Coal Mine Subsidence Compensation Scheme](#)

**General**

米国国際貿易委員会、国内製造業者保護のため、太陽光パネルの輸入制限を進言

[ITC Decision Could Cloud Outlook for Solar Project Developers](#)

**General**

米国控訴裁判所、インサイダー取引の適用範囲を拡大する新たな判断

[Second Circuit Court of Appeals Expands Insider Trading Liability](#)

**General**

米国州司法長官、ハリケーン災害後の価格つり上げに対する警戒を強化

[State Attorneys General Vigilant on Price Gouging Following Hurricanes Harvey and Irma](#)

**General**

オーストラリア消費者法の改正により小規模事業者との契約についても適用を拡大

[ACCC Tests Extension of Unfair Contract Terms Regime to Australian Small Businesses](#)

**IP**

米国裁判所、特許訴訟の管轄決定に関するより具体的な判断枠組みを公表

[Federal Circuit Provides Framework for Establishing Venue in Patent Cases](#)

**Privacy**

相次ぐ大規模情報漏えいから個人情報を守る手段について

[Protecting Your Identity After a Data Breach](#)



**Tax**

米国ニューヨーク州法上の売上税に関し、消費者が小売店に対して新たなクラスアクションを提起

[No Slam Dunk: Filings of New York Sales Tax Class Actions Continue Despite Dunkin' Decision](#)

**Tax**

メキシコ・ベルギー間租税条約の改正案を公表

[Protocol Amending the Mexico-Belgium Tax Treaty Published](#)

**Tax**

メキシコ・スペイン間租税条約について投資家に有利な改正が成立

[Investor-Friendly Tax Treaty Set for Mexico and Spain](#)